

## 医療事故調査制度創設への途(1) —医師法第21条(異状死体等の届出義務)の異状とは—

中央区・清瀧支部 小田原良治  
(小田原病院)

鹿児島市医報の「シリーズ医療事故調査制度とその周辺」を書き終えた。本シリーズは、今後、この制度が在らぬ方向にけん引されないようにするための資料として執筆した。法令、資料等をなるべくそのまま、当時の状況をなるべく正確に記述した。このため、読むのに骨を折る文章となったと思っている。実際、数名の方に「読んだが、よくわからなかつた」との意見をいただいた。筆者も、もっともであろうと思いつつも、執筆の目的に鑑み、難解さを無視して書き綴ってきた。また、本シリーズに加除修正を加え、「未来の医師を救う医療事故調査制度とは何か」とのタイトルで出版を準備中である。当時の記録として、ある意味貴重な本でもあるので、ぜひ、『何かの時』のために備え置きいただきたいと思っている。しかし、一方、なかなか読みづらいところも事実なので、今回、法令等の引用は最小限に抑えて、医療事故調査制度創設のポイントのみを数回に分けて記述することとした。詳細は拙著をご参照いただきたい。

### 医師法第21条(異状死体等の届出義務)

医師法第21条は、「医師は、死体又は妊娠4月以上の死産児を検査して異状があると認めたときは、24時間以内に所轄警察署に届け出なければならない」と規定している。この医師法第21条にいう『検査』について、東京高裁は、「医師が、死亡した者が診療中の患者であったか否かを問わず、死因を判定するためにその死体の外表を検査すること」と述べている。医師法第21条は、死体を検査(外表を検査)し、異状を認めた場合(外表異状)に届け出義務があるとするものといえよう。

東京都立広尾病院事件東京高裁判決は、死

亡診断の時点と死体検査の時点を同一とした東京地裁判決を破棄し、検査を行って異状の認識をしたのは、死体の外表面をじっくりと観察して異状を認めた病理解剖時点であるとしている。この外表面の異状を基準とする見解は、厚労省により『外表異状』として追認され(田原克志医事課長発言、大坪寛子医療安全推進室長発言、田村憲久厚労大臣発言)、平成27年度版死亡診断書(死体検査書)記入マニュアルの改訂に至っている。

また、平成30年3月9日全国医学部長病院長会議は「病院に勤務する医師の皆様にご理解いただきたいこと」との文書を公表し、外表の異状を認めなければ医師法第21条で定義される届出義務は存在しないこと、死亡診断書は診療中の死亡を対象としたものであり、死体検査書は、死体に対して診察したことについて、その行為が検査に当たるため死体検査書を作成すること、前医の行為が死亡の原因と考えられた場合、前医とともに検討を進めること等の要請を行っている。現時点において、医師法第21条は『外表異状』で確定したというべきであり、安易な警察届出は控えるべきであろう。

### おわりに

第1回として、医師法第21条にいう異状死体の届出義務の概要について述べた。医師法第21条は、現状において、東京高裁・最高裁判決、厚労省見解により『外表異状』で確定しているというべきである。厚労省の英断により医師法第21条が『外表異状』で決着したことを前提に筆者らは医療事故調査制度を医療安全の制度として構築を目指したのである。